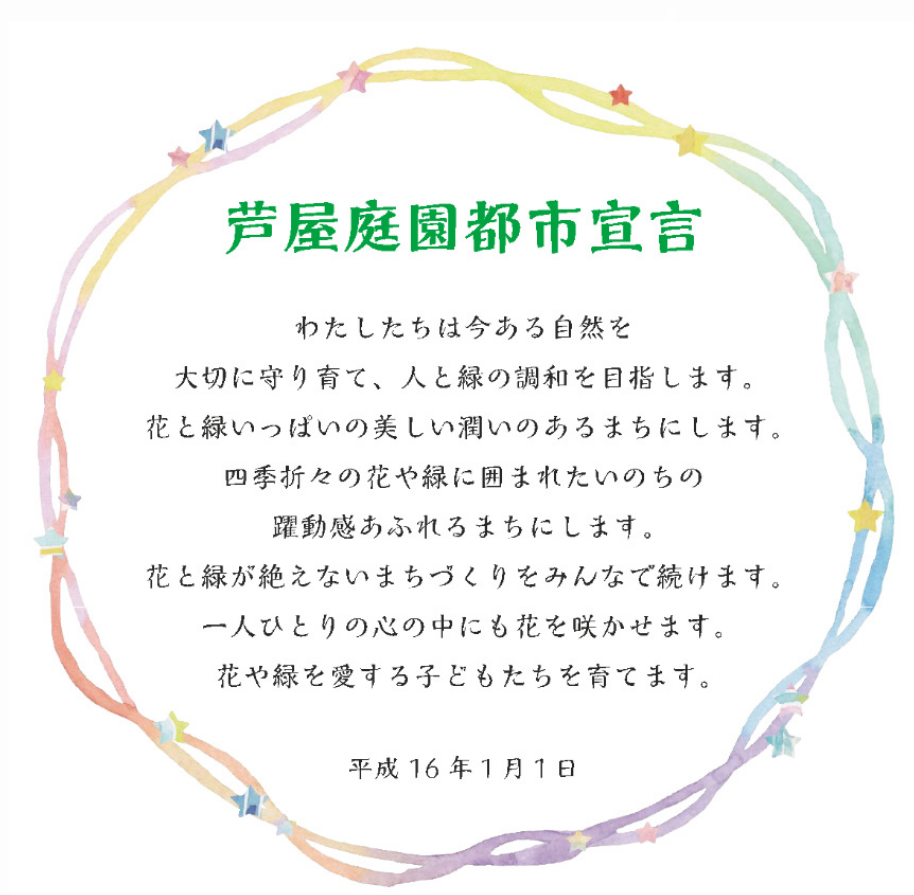


(4) 関連計画等

1) 整合を図る主な関連計画等

芦屋庭園都市宣言

美しいまちづくりをさらに進め、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成16年(2004年)1月1日に「芦屋庭園都市」を宣言しています。



芦屋市総合計画

第5次総合計画では、下に示すように住宅都市としての魅力を高めていく将来像を掲げています。

第5次総合計画の将来像（芦屋市として今後10年間で目指すべき姿）

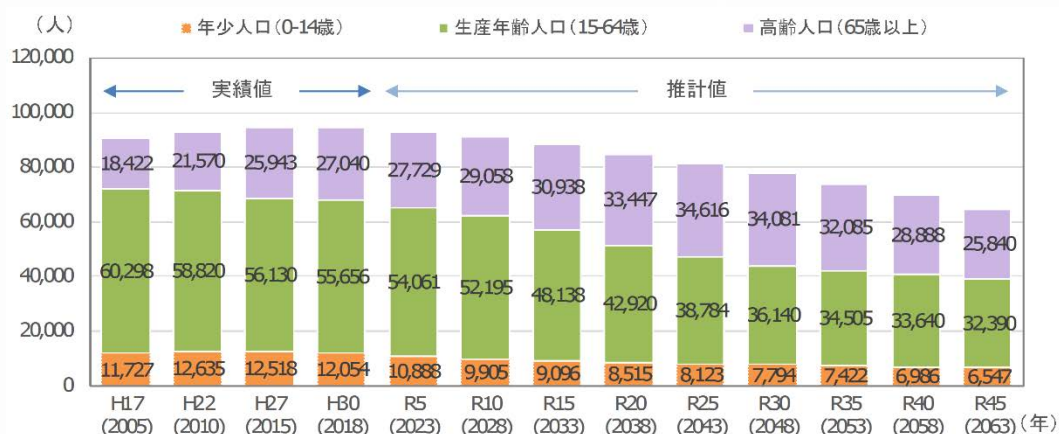
人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

基本方針を構成する3つの視点

- 人のつながり** ~ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク
- 暮らしやすさ** ~ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし
- 資源** ~ 地域資源を活かし、空間を活用する、
これまでとこれからの融合

芦屋市人口推計

今後、人口減少傾向が続き、令和15年（2033年）には、約88,200人まで減少し、高齢化率は35%を超えると予測されます。



将来人口の推計（芦屋市人口推計）

芦屋市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン（平成 28 年度（2016 年度）改訂）では、下に示すように、「美、快、悠のまち」として、「緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にも優しく、文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指す」ことを理念として掲げています。

び かい ゆう 美、快、悠のまち 芦屋

本市は、緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にも優しく、文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指します。

まちづくりの3つの方向

美 — 緑豊かな自然と調和した美しく快適なまちづくり

六甲山系の山々や芦屋川や海浜など豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を生かすとともに、市民の手による花と緑あふれるまちづくりによって、人と自然が調和した、潤いあふれる美しいまちづくりを目指します。

河川や海岸、公園・緑地、緑豊かな街路などをネットワークすることにより、優れた防災効果を発揮する快適な生活空間を創造します。

快 — 人にも環境にも優しい、住みよいまちづくり

すべての人に優しい安全で快適な都市環境を基盤とし、様々なスタイルの生活が営まれながら、それらが一体となった地域独自の個性あふれるまちづくりを目指します。

また、人の生活環境だけでなく、地球環境の保全といった広い視野に立って、省エネルギー、環境への負荷軽減、資源のリサイクル・リユースなどの環境保全対策をまちづくりに取り入れ、人と自然環境が共生できる都市の形成を目指します。

悠 — 優れた市民文化が息づく、成熟したまちづくり

地域に培われてきた本市独自の歴史や文化を、市民がまちを通じて感じとり、そこから新しい文化が創出されるまちづくりを目指します。各種施設や周辺都市との連携、地域資源を生かすソフト面での取り組みを充実させるとともに、地域に根ざした文化の交流により、まちの活力向上を図ります。また、市民と行政の協働の下、ゆとりと落ち着きのなかで成熟するまちづくりを目指します。

「関連計画等」による計画改定の視点

関連計画等との整合を図る上で、必要となる視点を整理します。

分析① 芦屋庭園都市宣言（p43 参照）

- ✓ 「芦屋庭園都市宣言」に基づき、花と緑のまちづくりに継続的に取り組んでいます。
- ✓ 人と緑の調和や、美しく潤いのあるまち等、「庭園都市宣言」に示されるまちの実現に貢献することが求められます。

分析② 芦屋市総合計画（p44 参照）

- ✓ 将来像「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」の実現に、緑の整備や緑化活動を通じて貢献することが求められます。
- ✓ 多様なニーズや課題に応えるため、これまで以上に市民と市の「協働」を深めるとともに、暮らしを豊かにする緑との関わりや緑に求められる様々な役割を実現していく施策の検討が求められます。

分析③ 芦屋市人口推計（p44 参照）

- ✓ 人口減少と少子高齢化が進行する将来推計が示されています。
- ✓ 公園・街路樹の整備や管理をはじめ、人口減少と少子高齢化が進んでいく社会の到来を前提として、緑と人との関わり方について考えていくことが求められます。

分析④ 芦屋市都市計画マスタープラン（p45 参照）

- ✓ まちづくりの3つの方向である、美（緑豊かな自然と調和した美しく快適なまちづくり）、快（人にも環境にも優しい、住みよいまちづくり）、悠（優れた市民文化が息づく、成熟したまちづくり）について、緑に関する施策を通じて実現に貢献することが求められます。
- ✓ このことから、自然との調和、緑のネットワーク形成、緑との関わりを通じた様々なスタイルの生活の実現等に向け、市民と市の協働による取組が求められます。



■ 計画改定の視点

- ✓ 人口減少と少子高齢化が進む中、持続可能なまちづくりを進めていく上で、質の向上など今ある資産としての有効活用、市民と市との協働等、様々な視点から緑のあり方や施策を検討する必要があります。

資料 2 卷末資料

(1) 策定経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 3 月 30 日	第 1 回緑の基本計画改定委員会 ・趣旨説明と意見交換
令和 2 年 6 月 5 日～6 月 26 日	アンケート調査の実施
令和 2 年 8 月 25 日	第 2 回緑の基本計画改定委員会 ・計画改定に向けての課題の整理
令和 2 年 10 月 15 日	第 3 回緑の基本計画改定委員会 ・計画骨子案について
令和 2 年 11 月 16 日	第 4 回緑の基本計画改定委員会 ・計画原案について
令和 2 年 12 月 14 日～ 令和 3 年 1 月 22 日	市民意見募集の実施
令和 3 年 2 月 9 日	第 5 回緑の基本計画改定委員会 ・計画原案（修正）について

(2) 緑の基本計画改定委員会委員名簿

氏名	区分	出身団体等の名称及び役職
あかざわ ひろき 赤澤 宏樹	学識経験者	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所教授
せこ さちこ 瀬古 祥子	学識経験者	京都市動物園生き物・学び・ 研究センター教育普及員
ひらい まもる 平井 守	市民団体の代表者	芦屋市自治会連合会理事
ひぐち まさのり 樋口 勝紀	市民団体の代表者	芦屋市自治会連合会理事
あきもと くみこ 秋本 久美子	市民団体の代表者	芦屋ハーモニーライオンズクラブ 地区出向役員
わかばやし けいこ 若林 敬子	市民団体の代表者	芦屋市コミュニティ・スクール 連絡協議会会長
こんどう ひろゆき 近藤 博幸	市民団体の代表者	芦屋市環境衛生協会三役
たなか とおる 田中 徹	市職員	芦屋市企画部長
もりた あきひろ 森田 昭弘	市職員	芦屋市市民生活部長
つじ まさひこ 辻 正彦	市職員	芦屋市都市建設部長 (芦屋市都市建設部参事兼職)

(3) 用語説明

【 あ行 】

芦屋国際文化住宅都市建設法	昭和25年(1950年)に国会で可決され、住民投票を経て公布された法律です。芦屋市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適するように建設して、文化観光資源の利用や開発を進めて、国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的としています。
芦屋市住みよいまちづくり条例	市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全や育成などに必要な事項を定めて、市・宅地開発事業者等、建築主や市民の責務を明らかにして、住みよいまちの実現に資するために制定された条例です。
芦屋庭園都市宣言	本市は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきました。この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思ふまちを目指すため、「芦屋庭園都市」を宣言しました。
芦屋市都市景観条例	緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的に、芦屋市の景観形成に必要な事項を定めた条例です。 大規模建築物等や景観地区内の建築物等について、アドバイザー会議等の助言・指導などを通じて、より良い景観形成を進めています。
SDGs	平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するために、環境問題への対策など17の目標が示されています。
オープンガーデン	個人の庭などの私有地を、広く公開することです。 市民や企業が庭や緑化した敷地を公開して、交流を生み出す取組です。
オープンスペース	公園・広場・河川・道路・農地など、建物によって覆われていない土地を総称する呼び方です。

【 か行 】

街区公園	都市公園法で、主に街区内の住民のための都市公園の一種です。 敷地面積は0.25haを標準として設置されます。
環境防災緑地	防災機能に加え、緑あふれるスペースとしての沿道環境の保全や、地域の皆さんの交流スペースとして役立つ緑地のことです。
近郊緑地保全地区	無秩序な市街地化が進むことが懸念される地区の中で、都市部や近郊に住む住民の生活環境の保全や公害・災害防止への効果が高い緑地を守る地区のことです。
近隣公園	都市公園法で、主に近隣住民のための都市公園の一種です。 敷地面積は2haを標準として設置されます。
顕彰制度	小さなことでも、個人やグループががんばって活動している良い取組に対して、行政が目目して、広く知ってもらえるように顕彰する制度のことです。
公園施設長寿命化計画	公園にある遊具や施設について、計画的に維持管理や補修を行うことで、より長く公園施設が利用できるようにするための計画です。

【 さ行 】

市街化区域 市街化調整区域	都市計画法で定められている都市計画区域の種類のことです。 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域と10年以内に優先的に市街化する区域のことです。 市街化調整区域は、開発行為は原則として行わず、無秩序に市街化が進むことを抑制する区域のことです。
市民緑地認定制度	都市緑地法に基づいて、企業の土地や個所有地、空き地等の民有地を活用して、住民が利用できる緑地空間(オープンスペース)を創出する制度のことです。
少子高齢化	生まれてくる子どもが少なくなることと、平均寿命が長く高齢者が多くなることが同時に進行することです。 若年者の人口・割合が低下し、高齢者の人口・割合が高くなっていきます。
生産緑地地区	市街化区域の中で、保全していく農地を指定する都市計画の制度です。 市街地に農地を保全することで、良好な都市環境の形成に役立ちます。
生物多様性	地域それぞれの環境に応じて、生物種、生態系、遺伝子の多様性が保たれている状態を示す概念のことです。

【 た行 】

地区公園	都市公園法で、主に徒歩圏内の住民のための都市公園の一種です。敷地面積は4haを標準として設置されます。
提供公園	大規模なマンション開発などの際に整備されて、居住者だけでなく周辺住民にも開放される公園です。現在、整備後は市に寄贈されて市が管理しています。
特定外来生物	外来生物のうち、特定外来生物被害防止法で指定されている生物種のことです。在来の生物を捕食するなど、特に悪影響を及ぼす可能性があります。
特定生産緑地制度	生産緑地の指定が全国一斉に解除される状況に対応して、生産緑地としての指定を10年間延長できる制度です。
都市計画道路	都市計画法に基づいて都市計画決定されて、整備される道路のことです。その他の都市計画施設と一体となって良好な都市環境の形成に必要な道路です。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づいて、地域のまちづくりの将来ビジョンや土地利用のあり方、公共施設の整備など、将来のまちの姿を具体的に定める計画です。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する公園です。周辺住民が利用する身近な公園から、広く都市住民のための公園まで、様々な規模や種類の公園があります。
都市緑地法	都市の緑地の保全や緑化の推進に必要な事項を定めている法律です。良好な都市環境を形成して、健康で文化的な都市生活の実現を目的とします。

【 は行 】

風致地区	都市計画法に基づいて指定される地域地区の一種です。良好な自然的景観を形成している土地の風致を維持して、環境を保全します。
------	--

【 や行 】

ユニバーサルデザイン	年齢や能力の違いに関わらず、できるだけ多くの人が利用できるようにするデザインのこと。最初から誰にとっても使いやすいことを目指す考え方です。
------------	---

【 ら行 】

ライフスタイル	生活の様式・営み方のことです。人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方を表します。
緑被率	上空から見て、樹木地・草地・農地などの緑で覆われている区域の面積が、市全域の面積に対して占める割合のことです。

芦屋市緑の基本計画

芦屋市緑の基本計画策定 平成 20 年(2008 年)1 月
芦屋市緑の基本計画第 1 回改定 令和 3 年(2021 年)3 月

発行：芦屋市

